

情報公開

県外在住者にも請求権

岐阜県「透明性高める」見直しへ

岐阜県は、公文書など
の情報公開制度で、情報
公開請求権を県外在住者
にも認めると同時に、県
情報公開条例が施行され
た一九九五年四月以前の
公文書も公開の対象にする
方向で検討に入った。
県民の意見を聴いたり、
県情報公開審査会に審査
を求めたりした上で、九

月の定例県議会で条例改
正を目指す。
県はこれまで「県が認
明責任を果たすべき第一
の相手は県民」として、
情報公開の請求者は県内
に住む人と、県内に事務
所を持つ法人に限ってきた。
公開対象の公文書は
も、条例施行前の文書は
公開に対応できるように整
理されていないなどとし
て、施行後のものに限っ
ていた。ただ、実際に
は、県外の人から請求さ
れた場合も、知事部局と
県公安委員会などは任意
で公開していた。

今回の見直しは、十四
日の最高裁判決で、文書
の中の請求された以外の
部分を隠蔽りにして公開
したことが違法と断
じられたのが強く影響し
ており、「情報公開の透明
性を高め、県民の信頼を
回復したい」という。
県などによると三十一
道府県が他県などの在住
者にも請求を認めており
愛知、二重両県も県外者
の請求を認めている。三
重県など二十四都道府県
は条例施行前の公文書も
公開対象としている。

県は情報公開制度をめぐり、公開請求者を県外の人にも認
め、県情報公開条例施行前の公文書も公開対象にする検討に入
った。十四日の最高裁判決で、県の情報公開姿勢が批判された
ことが背景にある。県は十五日、緊急の部局長会議を開き、古
川肇知事は「原則公開とし、非公開にするのは例外」との基本
姿勢の徹底を指示した。(石川 浩)

県の情報公開

「原則公開徹底を指示」

古田知事 透明性アップへ本腰

県文書法務室などによ
ると、県がかかわった情
報公開訴訟で判決が確定
した十件のうち、勝訴は
二件だけ。訴訟に発展し
たのは、二〇一一年度以前
の案件が占めており、あ
る県幹部は「これまでは
個人情報保護を最重点
に運用してきた。徐々に
改善を進め、最近では他
都道府県の運用と変わら
ない」と話す。
請求者を県内在住者ら
に限定してきたことにつ
いては、県議会などでも
疑問の声が上がっている。
県は既に見直しの検
討に入っていたが、条例
改正の手続きを早めるこ
とにした。

県情報公開条例見直し

請求条件や対象文書緩和

9月の改正目指す

県は十五日、海津市海
津町の長良川の県営渡船
整所を置く法人、個人な
委託事業に関する文書の
一部を非公開にした処分
を最高裁が違法と判断し
たの機に、県情報公開条
例を見直すことを明らか
にした。九月議会で提案
された一九九五（平成七
年四月以降に限定してい
ない）と話す。
請求者を県内在住者ら
に限定してきたことにつ
いては、県議会などでも
疑問の声が上がっている。
県は既に見直しの検
討に入っていたが、条例
改正の手続きを早めるこ
とにした。

県は十五日、海津市海
津町の長良川の県営渡船
整所を置く法人、個人な
委託事業に関する文書の
一部を非公開にした処分
を最高裁が違法と判断し
たの機に、県情報公開条
例を見直すことを明らか
にした。九月議会で提案
された一九九五（平成七
年四月以降に限定してい
ない）と話す。
請求者を県内在住者ら
に限定してきたことにつ
いては、県議会などでも
疑問の声が上がっている。
県は既に見直しの検
討に入っていたが、条例
改正の手続きを早めるこ
とにした。

2005.6.16 中日

2005.6.16 岐阜

県関連の情報公開訴訟
で判決が確定した十件の
うち、県の敗訴（一部敗
訴）は今回で七件目。

裁判決は県のイメージが
ダウンになった。県民の信
頼確保のために一生懸命
取り組む一と危機感をに
かを再検討する構えだ。